

B講習は内容について調整中です。改めてご案内します

A講習ファイル

リカコ会員・リカコ入会希望の皆様へ

「義務講習A」受講のご案内

2019年7月 (一社) リフォームパートナー協議会

リカコ事務局 ☎0120-292-229

この「義務講習A」は、国土交通省の指導に基づき、正会員として入会より1年以内に全会員が受講対象となっております。お忙しい中とは存じますが、早期の受講をお願いいたします。入会審査がある方は、こちらの講習を受講しないと正会員となれません。また、今回テキストを一部改訂いたしました。リフォーム営業についての項目に重点がおかれておりますので、ご興味のある方はぜひ再受講ください！

1. 講習日程・会場（年間計画）※終了時刻は予定です。会場のご確認をお願いいたします。

日程及び時刻	会場	定員
① 11月12日(火) 13:30~16:30	けんせつプラザ東京	50
② 1月16日(木) 13:30~16:30	けんせつプラザ東京	50

2. 受講料 無料です

3. 締め切り 各会場定員となり次第締切ります

4. 主な講習内容

☆(株) Kennet 代表 木村講師: リフォーム事業者団体の意義、住宅リフォーム事業の現状と動向、資格制度の紹介と活用など

☆住宅リフォーム研究所所長 石原講師: リフォーム経営のポイント、見積り書作成と説明のポイント、文書による契約締結、クーリングオフ、クレーム防止策、接客マナーなど

※石原講師のテキストがリニューアルしました！営業戦略について重点がおかれています

2019年度「義務講習A」受講申込書送付先 FAX03-5332-3972

所属支部	東京土建	支部
事業所名 電話番号・FAX番号	事業所名: _____ ☎ _____ FAX _____	
ご希望の日程	※受講希望の日程を○で囲んでください ■11/12(火) ■1/16(木)	
受講者氏名		

※お申込みいただいた方には受付票を受講日の1週間前をめどにFAXにて送付します。

リカコタイムズ

RECACO RT TIMES

身近なパートナーに

URL <http://www.recaco.net>

中村隆幸
新理事長

信頼される業者を目指して

境を生み出して、人の暮らしに貢献する。近年、増え続けるリフォーム市場は、今後の皆様にとって重要な存在となっており、消費者の信頼を得るためには、信頼される業者としての役割を果たさなければなりません。私たちは、国土交通省の指導に基づき、義務講習Aを受講し、信頼される業者を目指してまいります。

中村隆幸 新理事長

建設は地域に貢献する仕事です。私たちリフォーム事業者は、地域社会の一員として、信頼される業者を目指してまいります。

住まい再建事業者検索サイトの登録を！

台風15号で被害に遭われた千葉の会員のみなさまには心よりお見舞い申し上げます。

さて、国交省では昨年の西日本の豪雨被害、大阪北部地震をうけ被害に遭われたみなさんの住まいの再建のためにリフォーム事業者団体所属会員を消費者に紹介するサイトを立ち上げています。

今回、千葉県、伊豆諸島で大きな被害となっており、対応できる事業者の登録を進めています。ぜひ、リカコ会員のみなさんにもこのサイトへの登録をお願いいたします。

※「いま現在、対応不可」でも登録は可能です。

現在は改修工事中心かと思われそうですが、時間経過とともにその他の職種も消費者から求められると思いますので、サイトへの登録をお願いします。ぜひ一度、国交省のサイトをご覧ください。

国交省 住まい再建事業者検索サイト

<URL> <http://sumai-saiken.jp/>



建築基準法が改正される

最近の大規模火災をめぐる状況や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進の3点を改正の柱とする「建築基準法の一部を改正する法律」が、6月から施行されています。

改正の目的

火災時に延焼のおそれのある危険な密集市街地が中心市街地や幹線道路沿いなど防火地域の約1割、その周辺に指定される準防火地域の約8割に及んでいる現状を踏まえて、両地域における耐火性能の高い建築物への建て替えや改修の促進を図ることを目的としています。

緩和措置

これまで、防火地域において耐火建築物とする場合のみ建ぺい率を10%緩和するとされてきましたが、今回の改正で準防火地域においても緩和するとされました。密集市街地等における安全性の確保の観点からのものです。また防火地域3階建て建物で内部に木材が利用可能となっており用途変更の規制緩和で空き家活用の促進などが進められます。

詳細は国交省ホームページでご確認ください。

次世代住宅ポイント制度の申請が始まる

活用しお客さまからの信頼強めよう

原則2019年4月1日から2020年3月31日までに締結された工事請負契約で2019年10月1日以降に引き渡しをおこなうものが対象になります。一定の性能を有する住宅の新築やリフォームをおこなう者にたいして、様々な商品と交換できるポイントが発行されます。

リフォーム提案時に制度説明を積極的に行うことで消費者から信頼される事業者になるのではないのでしょうか。制度をうまく活用しましょう。

【住宅新築の場合】

1戸あたりの上限35万ポイント（35万円相当）で、ポイント発行対象は①一定の性能を有する住宅として（省エネ性能の高い住宅・耐久性の高い住宅・耐震性能の高い住宅・バリアフリー性能の高い住宅）30万ポイント、さらに高い性能を有する長期優良住宅等の場合は5万ポイントが加算、②耐震性のない住宅を建て替える場合15万ポイント、③家事負担軽減に資する設備（ビルトイン食器洗浄機・浴室乾燥機など）を設置した場合、設備の種類によって9000～18000ポイントとなります。なお、新築については「すまい給付金」と次世代住宅ポイントの併給が可能です。

【住宅リフォームの場合】

1戸あたり上限30万ポイントでポイント発行対象事例は、①窓・ドアの断熱改修、②屋根・天井の断熱改修、③外壁または床断熱改修、④エコ住宅設備の設置（高断熱浴槽、高効率給湯器、節水型トイレなど）、⑤バリアフリー改修、⑥耐震改修、⑦家事負担軽減に資する設備（ビルトイン食器洗浄機・浴室乾燥機など）の設置、⑧リフォームかし保険への加入、⑨インスペクションの実施です。このほかに、若者（40歳未満）・子育て世帯の場合にはリフォーム45万ポイント、既存住宅の購入に伴うリフォームの場合は最大60万ポイントまで上限が引きあがります。

※獲得したポイントは、省エネ・環境配慮に優れた商品や防災関連、子育て関連商品等に交換できます。交換できる商品は次世代住宅ポイント事務局ホームページから確認できます。

※次世代住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象です。なお、登録型番

は国交省ホームページから「次世代住宅ポイント事務局」をクリックし各部位別の対象商品を検索して確認してください。

【問い合わせ先】

問い合わせは下記までお願いします。申請書等は下記サイトよりダウンロードができます。

次世代住宅ポイント事務局ホームページ
URL: <https://www.jisedai-points.jp/>

右のQRコードでもアクセスできます→



東京ゼロエミ住宅

東京都が仕様を取りまとめる

東京都はスマートエネルギー都市の実現を目指し、家庭部門におけるエネルギー消費量削減目標を2030年までに30%削減（2000年比）を目標に掲げており、その達成に向け、「住宅そのものの省エネ性能を高める」とし、東京都独自の「東京ゼロエミ住宅」仕様を取りまとめました。

東京ゼロエミ住宅仕様を満たす新築戸建住宅に対して一戸あたり70万円を補助するもので都の19年度予算は約18億円を計上、今後3年間の取り組みとしています。特徴として①断熱性能と省エネ性能を「仕様」で分かりやすくした②省エネ基準より「3割程度削減」できる基準③再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備）は「設置が望ましい」としています。

【事業概要】（事業期間と予算規模）

○事業期間

令和元年度から令和3年度（助成金交付は令和4年度まで）

○予算規模

17億1,380億円（令和元年度）

【対象住宅】

○助成対象住宅

都内の新築住宅（戸建住宅・集合住宅）

・認定要綱第18条第1項に基づき認定審査機関から東京ゼロエミ住宅認定書の公布を受けたもの。単位住戸および共有部分（人の居住の用に供するものに限り。）の床面積の合計が2,000㎡未満のもの

【助成対象者】

○助成対象住宅の建築主である個人または法人。

【助成金額】

○助成金額

- ・戸建住宅 700,000円/戸
- ・集合住宅 300,000円/戸
- ・助成対象住宅に太陽光発電システムを設置する場合 100,000円/kW

【申請の流れ】

○申請の流れ

①事前申請⇒②抽選⇒③抽選結果の通知⇒④助成金交付申請⇒⑤助成金の交付（不交付）決定⇒⑥実績の報告⇒⑦助成金の交付⇒⑧その他

詳細は東京都HP（下記）にてご確認ください。

<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/07/31/09.html>

右のQRコードでもアクセスできます→



今後の義務講習予定

★義務講習Aの日程（会場：けんせつプラザ東京）

11月12日（火）13:30～16:30

★義務講習Bの日程

11月21日（木）

時間・内容調整中

1月24日（金）

住宅設備機器保証サービス

保証を希望するお客様に向けた営業ツール

まもりすまいリフォーム保険でお世話になっている住宅保証機構がこのたび住宅設備機器保証サービスを開始しました。保険会社はWarranty technology（ワランティー テクノロジー）となっています。

このサービスは⇒メーカー保障期間を延長し、無償で修理を提供するサービスです。保障期間は5年・10年と設定できます。保証を希望するお客様に向けた営業ツールとしてご利用ください。

※制度の利用には「まもりすまいリフォーム保険」の事業者登録が必要となります。

※制度詳細はお送りしたパンフレットをご覧ください。

快適ライフ リフォームカレンダーを特別斡旋します

お客様とのコミュニケーションツールに!!

会員の皆様が営業活動をする際のコミュニケーションツールの一つとして活用していただける「2020年版住宅リフォーム快適ライフカレンダー」を有料販売することになりました。このカレンダーには、事業所名を名入れして自社アピールできるほか、お客様にリフォームへの興味・関心を持っていただくため、リフォームに関連する情報や、お客様が自ら住まいの現状や希望を再認識するためのかんたんチェックシート、リフォームする上で気をつけるべき点をチェックポイントとして載せています。

組合員であればカレンダー1部あたりの定価から10%の割引、さらに、リカ会員は事業所の名入れ手数料が特別価格で注文できます。新規のお客様や、OBのお客様への年末挨拶の時に配布いただき、仕事受注のきっかけづくりに積極的な活用をお願いいたします。

【RECACO会員特典】

★店名刷り込み料の割引

通常4,630円（税抜き）～

⇒なんと1,852円（税抜き）～!

リカ正会員は国交省のロゴマークも入れることが可能です。

※会社のロゴなど刷り込むデザインによって料金が変わります。お手数ですが、（株）エコタイムズ社に問い合わせください。

【注文方法・申し込み締め切り】

※ご注文は⇒直接FAXで（株）エコタイムズ社に注文となります。

申し込み締め切りは10月11日となります。

【問い合わせ】

（株）エコタイムズ社

☎ 0120-289-100まで

消費税増税に伴い まもりすまいリフォーム
登録料・保険料が改定

10月1日からの消費税率引き上げにより、事業者登録料がこれまで10,800円⇒11,000円に、また、保険料も10月から引き上げられます。